

付 議 第 8 号

高知県教育委員会電子署名規程を廃止する訓令議案

高知県教育委員会電子署名規程（平成 15 年 9 月 30 日教育委員会訓令第 7 号）を別紙のとおり廃止することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3） 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 訓 令

高知県教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局
各 教 育 機 関

高知県教育委員会電子署名規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和 2 年 4 月 1 日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会電子署名規程を廃止する訓令

高知県教育委員会電子署名規程（平成15年9月高知県教育委員会訓令第7号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

高知県教育委員会電子署名規程を廃止する訓令説明

1 改正の目的及び内容

知事部局の所管している高知県電子署名規程（平成 14 年 7 月 29 日高知県訓令第 20 号）が令和 2 年 4 月 1 日付けで廃止されることに伴い、同規程の規定を全部引用している高知県教育委員会電子署名規程を廃止する必要が発生したため、同規程を廃止する訓令を制定するものである。

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

現行規程

(令達先： 教育委員会事務局 各教育機関) 高知県教育委員会電子署名規程を次のように定める。

○高知県教育委員会電子署名規程

(平成 15 年 9 月 30 日教育委員会訓令第 7 号)

高知県教育委員会電子署名規程

高知県教育委員会における電子署名の実施並びに電子署名を実施するために使用する鍵情報等の管理及び使用については、高知県電子署名規程(平成 14 年 7 月高知県訓令第 20 号)の規定の例による。

附 則

この訓令は、平成 15 年 9 月 30 日から施行する。

訓 令

高知県訓令第 号

本 庁
各出先機関

高知県電子署名規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和 2 年 4 月 1 日

高知県知事 濱田 省司

高知県電子署名規程を廃止する訓令

高知県電子署名規程（平成14年7月高知県訓令第20号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
（高知県公文書管理規程の一部改正）
- 2 高知県公文書管理規程（令和元年11月高知県訓令第3号）の一部を次のように改める。
第27条中「高知県電子署名規程（平成14年7月高知県訓令第20号）第2条第1号」を「電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項」に、「以下」を「以下この条において」に、「同令の定めるところにより」を「公印の押印に代えて」に改める。
第33条ただし書を削る。

訓 令

◎ 高知県電子署名規程を廃止する訓令

本規程は、主に国や地方公共団体との文書交換について電子文書交換システムを利用するために制定されたものであったが、電子メールのセキュリティの向上等により電子メールによる文書交換や、電子文書交換システムの後継である調査・(一斉)照会システムの導入による電子署名を必要としない電子的な文書交換が行われるようになり、同規程に定める電子署名に係る定めについては現実にそぐわなくなっていた。

そのため、同規程を廃止し、登録分局に関する定めについては、管財課で令和2年4月1日施行の高知県登録分局及び電子証明書の管理に関する事務処理要領を制定するとともに、電子署名全般に関することについては、今後、情報政策課が高知県セキュリティポリシーの改定を検討することにより、より広範囲なセキュリティ全般に関するものとして適応できるようにするもの。

併せて、附則改正で、高知県公文書管理規程について、高知県電子署名規程の廃止等に伴う所要の改正を行うもの。

1 規程の制定後の経過

○平成14年7月から「電子文書交換システム」(LGWAN(総合行政ネットワーク)の1サービス)が始まり、国、都道府県、市町村間の電子的な文書交換に積極的に利用していくこととされた。その際に、電子署名を公印にかわるものとして使用することになり、当時文書の収受を所管していた総務学事課(現在は管財課)で高知県電子署名規程を制定し電子署名の管理を行ってきた。

ただ、「電子文書交換システム」については運用に多額のコストがかかる反面、手順が複雑などの理由から利用が進まなかったため、平成24年3月に廃止され、新たに電子署名を使用しない「調査・(一斉)照会システム」等の利用が始まった。このシステムについてはIDとパスワードがあれば誰でも閲覧できるものとして、現時点でも稼働している状況にあり、同規程の必要性が薄れている状態となっていた。

令和元年時点で、管財課で発行する電子証明書は国等のシステムにログインするために使用するもの(利用頻度が高いのは各土木事務所の登記申請)のほか、県が作成しているホームページ等の信頼性を確保するための電子証明書の発行のみとなっている。

2 今回廃止することとなった理由

○文書情報課が令和2年4月1日施行の高知県公文書規程の全部改正を行った結果、高知県電子署名規程についても文言修正が検討されることとなり、その際に、以下の理由で同規程を廃止すべきとの結論に至った。

(1) セキュリティ上、電子署名に関して登録分局責任者(管財課長)の承認を得る必要性が少ないこと。

(2) 現在、高知県情報セキュリティポリシーにおいて電子署名に関する一般的な取扱いは規定していないが、総務省が公表している「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」は、「職員等は、情報資産の分類により定めた取扱い制限に従い外部に送るデータの機密性又は完全性を確保することが必要な場合には、CISO¹が定めた電子署名、暗号化又はパスワード設定等セキュリティを考慮して送信しなければならない。」と規定しており、情報政策課は、当該ガイドラインをもとに高知県情報セキュリティポリシーの改訂について検討をしていること。

(3) 登録分局に関する業務については、地方公共団体情報システム機構が示す規程等に従い業務を行っているため、県として別途規程を定める必要性がなく、要領で示せばすむ内容であること。なお、要領の必要性については、地方公共団体組織認証基盤の運営に関する基本要綱第7条による業務の委任を受けた団体であることを示す必要があるため。

3 現行の電子署名規程の構成と問題点等

第1条 趣旨 ← 県における電子署名の全てを対象としているが、そのうち鍵情報の付与に関する
ことしか規定していない。現状、電子署名の全般に関しては把握できていない。

第2条 定義 ← 電子署名の定義が電子署名及び認証業務に関する法律の定義から外れている。

第3条 電子署名の種類 ← LGWANを用いずに、各所属が電子署名サービスをインターネット
経由で使用する場合に管財課長の承認があることになるが、実際には確認で
きていない。

第4条 登録分局 ← 事務局を管財課に置くことを規定し、その他はLGWAN登録分局運用の手引
き等の規定と同じ内容を記載しているのみ。

第5条 鍵情報等管理者 ← 管理責任者を規定しているのみ。

¹CISO 最高情報セキュリティ責任者のこと。本県の場合、副知事と定めている。

第6条 鍵情報等行使者 ← 現時点で実際に鍵情報行使しているのは、本庁や出先機関の各担当者であり、公文書主任が使用するものとなっていない（電子文書交換システムの名残）。

第7条 鍵情報等の発行に係る申請等

← LGWAN 登録分局運用の手引き等の規定に従って処理しているに過ぎない。

第8条 電子署名の実施 ← 電子署名に公文書の決裁がとれたかどうか等確認できていない。

第9条 鍵情報の更新 ← LGWAN 登録分局運用の手引き等の規定に従って処理しているに過ぎない

第10条 申請管理台帳 ← LGWAN 登録分局運用の手引き等の規定に従って処理しているに過ぎない。

第11条 委任 ← 別に要領等を定めているわけではなく、実態がない。

4 規程廃止に伴う高知県公文書管理規程の一部改正

廃止に伴い、令和元年11月22日に全部改正を公布した高知県公文書規程（新訓令名「高知県公文書管理規程」。施行日令和2年4月1日）に以下の改正を行う。

○第27条において、公印の代わりに「高知県電子署名規程」に規定する電子署名を付す場合の特例を定めていたが、「高知県電子署名規程」の廃止を踏まえ、電子署名の定義を「電子署名及び認証業務に関する法律」に改め、以下のとおりとする。

（電子署名）

第27条 電子公文書で施行する公文書であつて、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名（以下この条において「電子署名」という。）を要するものは、浄書後に公印の押印に代えて、電子署名の付与を受けなければならない。

○第33条において、電子署名を要する電子公文書を送信するときは、旧公文書規程において「電子文書交換システム」での送信を公文書主任が行うこととしていたため、新公文書管理規程においても文書管理主任が行うものとしていたが、1で示す「電子文書交換システム」の後継となる「調査・（一斉）照会システム」、「国等のシステム」のいずれも担当者がログインしている現状があることが確認されたため、文書管理主任が行わなければならない規定を削除し、以下の規定とする。

（電子的方式による発信）

第33条 電子的方式による公文書の送信は、担当者が、電子計算機又はファクシミリ装置を利用して行うものとする。

5 施行日

高知県公文書規程の全部改正の施行日である令和2年4月1日とする。

知事部局規程

(令達先： 本庁 各出先機関) 高知県電子署名規程を次のように定める。

○高知県電子署名規程

(平成 14 年 7 月 29 日訓令第 20 号)

改正 平成 15 年 4 月 1 日訓令第 4 号 平成 19 年 2 月 27 日訓令第 4 号
平成 19 年 4 月 1 日訓令第 18 号 平成 20 年 4 月 1 日訓令第 8 号
平成 24 年 2 月 24 日訓令第 2 号

高知県電子署名規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、県における電子署名の実施並びに電子署名を実施するために使用する鍵情報等の管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 電子計算機による情報処理の用に供される電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式(次号において「電磁的方式」という。)で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。同号において同じ。)に記録することができる情報について行われる措置であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

イ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

(2) 鍵情報等 地方公共団体組織認証基盤(地方公共団体が国、地方公共団体、住民、企業等との間で交換する電磁的記録が真正なものであることを認証するための基盤をいう。)における認証局(以下「認証局」という。)によって発行された電子署名を実施するために用いる符号及びこれを格納したカード(電磁的方式による記録に係る記録媒体をいう。)をいう。

(3) 本庁 高知県行政組織規則(平成 15 年高知県規則第 43 号)第 3 条第 1 号に規定する本庁をいう。

(4) 出先機関 高知県行政組織規則第 3 条第 2 号に規定する出先機関をいう。

(電子署名の種類)

第 3 条 電子署名(総合行政ネットワーク(地方公共団体、国等の間における情報交換の円滑化及び情報の共有による情報の高度利用を図るために地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続した情報通信ネットワークをいう。)を介して交換される公文書に

において、当該公文書の発信者名の職責を持つ発信者により正当に発せられたものであることを認証する電子署名をいう。)は、高知県権限者署名とする。

- 2 前項の高知県権限者署名における高知県権限者は、原則として第5条の規定により置かれる鍵情報等管理者をもって充てる。
- 3 第1項の電子署名以外の電子署名を設けようとする者は、当該電子署名を設けることについて、別に定めるところにより、次条第2項の規定により置かれる登録分局責任者の承認を得なければならない。

(登録分局)

第4条 次条の規定により置かれる鍵情報等管理者からの鍵情報等の発行、更新及び失効に係る申請の受付及び審査、認証局への鍵情報等の発行、更新、失効及び廃止に係る申請並びに認証局から発行された鍵情報等の配付を行う高知県登録分局は、総務部管財課(次項において「管財課」という。)に置く。

- 2 高知県登録分局に登録分局責任者、審査承認者、審査担当者及び受付担当者を置き、管財課の職員をもって充てる。

(鍵情報等管理者)

第5条 電子署名を実施するために使用する鍵情報等を管理するため、鍵情報等管理者を置き、本庁の課(次条において「課」という。)の長及び出先機関の長をもって充てる。

(鍵情報等行使者)

第6条 電子署名の実施に関する事務を処理するため、課及び出先機関に鍵情報等行使者を置く。

- 2 鍵情報等行使者は、当該課及び出先機関の公文書主任(高知県公文書規程(昭和39年12月高知県訓令第64号)第6条第1項の規定により置かれる公文書主任をいう。)をもって充てる。
- 3 鍵情報等行使者が不在のときは、鍵情報等管理者があらかじめ指名した職員がその職務を行うものとする。

(鍵情報等の発行に係る申請等)

第7条 第5条の規定により置かれる鍵情報等管理者(以下「鍵情報等管理者」という。)は、鍵情報等の発行を必要とするときは、別に定めるところにより、第4条第2項の規定により置かれる登録分局責任者(以下「登録分局責任者」という。)に申請を行うものとする。

- 2 登録分局責任者は、前項の申請が適当であると認めたときは、別に定めるところにより、認証局に鍵情報等の発行に係る申請を行うものとする。
- 3 登録分局責任者は、前項の申請により認証局から発行された第1項の申請に係る鍵情報等を当該鍵情報等管理者に配布するものとする。

(電子署名の実施)

第8条 鍵情報等行使者は、高知県公文書規程第2条第2号に規定する電子公文書に電子署名を求められたときは、当該公文書の決裁が有効になされているか確認した上で、電子署名を付与するものとする。

2 高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる県の休日及び退庁時刻後の鍵情報等の使用は、あらかじめ、鍵情報等管理者の承認を得て、その指示に従わなければならない。

(鍵情報等の更新等)

第9条 鍵情報等管理者は、鍵情報等を更新し、又は鍵情報等の利用の停止その他の事故等により鍵情報等を失効させるときは、別に定めるところにより、登録分局責任者に申請を行い、必要な措置を受けなければならない。

2 第7条第2項及び第3項の規定は、前項の更新に係る申請があった場合について準用する。

3 登録分局責任者は、第1項の失効に係る申請が適当であると認めたとき又は鍵情報等の有効期限が切れたときは、別に定めるところにより、認証局に鍵情報等の失効又は廃止に係る申請を行うものとする。

(申請管理台帳)

第10条 登録分局責任者は、別に定めるところにより、申請管理台帳を備え、所要事項を記載し、常に整理しておかなければならない。

(委任)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この訓令は、平成14年7月29日から施行する。

附 則(平成15年4月1日訓令第4号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月27日訓令第4号)

この訓令は、平成19年2月27日から施行する。

附 則(平成19年4月1日訓令第18号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日訓令第8号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 2 月 24 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 24 年 3 月 10 日から施行する。